

医療法人制度改革

医療法に明示された「VFM」への対応

松田紘一郎税理士・公認会計士事務所 所長 松田紘一郎

医療機関も注目すべき VFM という概念

VFM (Value For Money) 「一定の支払い(費用)に対して最も質の高いサービスを提供する」という概念が、医療法第1条および第30条の3で明示されたことにより、医療機関経営とのかかわりで注目されています。

医療法第1条および第30条の3について、章・節から示すと次のように抜粋できます。

第一章 総則

第一条

この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を

確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に必要事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

第五章 医療提供体制の確保

第一節 基本方針

〔基本方針に定める事項〕

第三十条の三

厚生労働大臣は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保（以下

「医療提供体制の確保」という。）を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。（以下・省略）

*コシックの部分は筆者

規模や機能に応じた VFM が要求される

この2つの条文を見ると、コシックで示した「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保」が全く同じ内容で規定化されており、特異な法文形成となっています。

前者は、医療法の総則の第1条の目的、すべての医療行為等にかかわるもので、後者は、医療提供施設（病院等）の基本方針の骨格を示したものと見ることができ

ます。

そこで注目すべきは、「良質——いわゆる質が高い」として、効率的（コストが低い、見合っていること）の間、「適切な医療」と「その体制の確保」があることです。

つまり、ここでいうVFMは、施設の規模や機能等にに応じたものが要求されていると見るべきです。

「適切な体制」づくり

VFMはもともと、民間資金などの活用による公共施設などの整備（いわゆる行政のアウトソーシング、行政業務の一部外部委託）によるDFI（Private Finance Initiative）事業の基本コンセプトから出たもので、代替手段（たとえば、通常の公共事業による手法）と比較して、より効率的・効果的で、かつ質の高い手段（手法）をもつ事業者を選定するための基準として、一般に用いられています。

良質性・効率性、それを結びそれぞれの医療提供施設ごとの「適切な体制」づくりに関しては、それを経済的に誘導するため、2008年度からレセプト請求のオンライン化が義務化されました。

08年度診療報酬改定でも、たとえば400床以上の病院の電子（IT）請求に対する加算措置が、その役割が終了したとの認識から除外されました。これは近い将来、一定以上の病床数を有する病院の減算措置にも結びつくことが予想されます。

このように、IT化の推進を含め、第三者評価、医療実績のアウトカム開示など、自院でできるものを積極的に採り入れていくべきです。理事長、院長のリーダーシップのもと、すべての業務の標準化（マニュアル化）を全院（員）で取り組むべきです。その積み重ねがVFMを充足していくものと考えています。